

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
甲州市	東雲地区(東雲集落)	令和4年3月31日	-

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	188.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	133.6ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	56.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	36.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.26ha
(備考) アンケート回答218件のうち、モモを栽培している農家は132件、スモモ7件、ブドウ180件、醸造用ブドウ70件、柿8件、野菜7件であった。旧勝沼町エリアの中では桃の栽培が多い地区であり、ブドウ、醸造用ブドウも多い。田草川、鬢櫛側が重川に合流する手前のエリアであり傾斜が緩やかで肥沃な土地であることから桃栽培が定着している。	

- 注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

アンケート回答の218件の平均年齢は67.3才となっている。回答数では60歳代の70件、70歳代67件、80歳以上34件と高齢層が多いが、59歳以下も47件あり平均年齢を落ち着かせている。また回答者の耕作面積133.6haのうち70才以上の耕作面積は101軒56.0haで平均0.55ha、70歳未満が117軒77.6haで平均0.66haとなっており、70歳未満の経営規模拡大が見られるが、70歳以上の86%が「後継者がいない」、或いは「未定」と回答していることから、地区内の農業後継者の確保が重要課題であるとともに、観光農園や醸造用品種栽培など商業活動や雇用に繋がるような特色ある経営の確立も重要と考えらる。
--

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

高齢化により農家経営が困難となり、遊休農地化、耕作放棄地化が進むことが予想される。地区内の中心経営体などへ農地の集約を推進し、それを防いでいく。また、国、県、市などの補助事業を活用した認定新規就農者などの育成と確保を積極的に行い、集約を推進していく。さらに、意欲的な営農を行っている農業者等であれば、プラン掲載の有無に関わらず集約を進め、地域全体で遊休農地化の防止を図っていく。また基盤整備事業、耕地整理事業などの補助も活用し、集約や優良農地化を進めていく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		果樹	0.35 ha	果樹	1.1 ha	東雲集落
認農		果樹	1.1 ha	果樹	1.3 ha	東雲集落
認農		果樹	1.2 ha	果樹	1.2 ha	東雲集落
認農		果樹+花き	1.02 ha	果樹	1.18 ha	東雲集落
認農		果樹	0.86 ha	果樹	0.95 ha	東雲集落
認農		果樹	1.34 ha	果樹	1.34 ha	東雲集落
認農		果樹	0.62 ha	果樹	0.62 ha	東雲集落
認農		果樹	0.25 ha	果樹	1 ha	東雲集落
認農		果樹	0.7 ha	果樹	0.8 ha	東雲集落
認農		果樹	0.9 ha	果樹	0.9 ha	東雲集落
認農		果樹	0.78 ha	果樹	0.83 ha	東雲集落
認農		果樹	1.25 ha	果樹	1.25 ha	東雲集落
認農		果樹	1.1 ha	果樹	1.4 ha	東雲集落
認農		果樹	1.45 ha	果樹	1.6 ha	東雲集落
認農		果樹	0.51 ha	果樹	0.61 ha	東雲集落
認農		果樹	1.84 ha	果樹	1.61 ha	東雲集落
認農		果樹	0.97 ha	果樹	1.22 ha	東雲集落
認農		果樹	0.77 ha	果樹	0.9 ha	東雲集落
認農		果樹	0.93 ha	果樹	1.04 ha	東雲集落
認農		果樹	1.3 ha	果樹	1.5 ha	東雲集落
認農		果樹	0.49 ha	果樹	0.85 ha	東雲集落
認農		果樹	0.41 ha	果樹	0.82 ha	東雲集落
認農		果樹	0.69 ha	果樹	0.88 ha	東雲集落
認農		果樹	0.75 ha	果樹	0.9 ha	東雲集落
認農		果樹	0.22 ha	果樹	0.51 ha	東雲集落
認農		果樹	1.2 ha	果樹	1.53 ha	東雲集落
認農		果樹	1.12 ha	果樹	1.15 ha	東雲集落
認農		果樹	0.7 ha	果樹	0.7 ha	東雲集落
認農		果樹	0.69 ha	果樹	1.05 ha	東雲集落
認農		果樹	0.7 ha	果樹	0.7 ha	東雲集落
認農		果樹	1.8 ha	果樹	1.8 ha	東雲集落
認農		果樹	0.9 ha	果樹	1.2 ha	東雲集落
認農		果樹	1.47 ha	果樹	1.57 ha	東雲集落
認農		果樹	0.5 ha	果樹	0.53 ha	東雲集落
認農		果樹	1.3 ha	果樹	1.6 ha	東雲集落
認農		果樹	0.78 ha	果樹	0.88 ha	東雲集落
認農		果樹	1 ha	果樹	1.2 ha	東雲集落
計	37人		33.96 ha		40.22 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>【農地の貸付け等の意向】 貸し付けや譲渡などの意向が確認できた農地は1名分、3,703㎡(0.37ha)である(下記「農地の貸付け等の意向」参照)。アンケートでは42名の方が将来的に貸し出したい、譲渡したいと回答しているが、その後の意向調査にて実際に貸付け等の意向が示されたのは2名に留まる。具体的に貸し出したり、譲渡する段階になるとなかなかその意向が示されない傾向が見える。農業委員、推進委員を中心に個々の貸付け意向を把握していく。</p>
<p>【農地中間管理機構の活用方針】 貸し付けなどの意向が確認された農地については積極的に活用を推進していく。また、地区全体の貸借などが円滑に行えるよう、制度の周知と活用を推進していく。なお下記1名は全員が農地中間管理機構の利用を希望している。</p>
<p>【基盤整備などの取組方針】 農業の生産効率向上や農地集積・集約化を図るため、農地の基盤整備、整地事業などに取り組んでいく。</p>
<p>【新品種等の導入方針】 アンケートで回答があったのは桃では夢みずき、ブドウではシャインマスカットと赤シャインマスカット、甲斐ベリーが多く、その他として醸造用の赤系という意見が多かった。東雲地区の地域性や適性を考慮しながら桃・ブドウの優良品種、醸造用ブドウなどの導入を図っていく。なお、アンケートにおいて次世代に継承すべき作目は？との問いにはブドウが150名、モモが89名と圧倒的にこの2品種を回答している。</p>
<p>【鳥獣被害防止対策の取組方針】 猟友会を中心とし、地区を挙げて有害鳥獣の駆除、個人防護柵の設置管理を積極的に行っていくことにより、被害を防止していく。また、猟友会後継者も農業後継者と同様に不足しているため、積極的に育成をしていく。なお、広域的に設置する有害鳥獣防護柵については、管理組合を中心に維持していく。</p>
<p>【農業後継者の確保】 確保と育成を積極的に進める。地域の農業者で作る組織やグループで育成することを行い、安定した就農定着を進めていく。退職新規就農者などについても地域ぐるみで支援していく体制を進める。なお企業等の参入も積極的に推し進めていく。また、新規就農者の農地と収入確保に繋がるよう、後継者がいないほ場の耕作放棄未然防止策を強化する。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)			具体的な作目	備考	
		貸付け	作業委託	売渡			
	山	302			野菜	棚あり要修繕	
	山	285					
	山	56					
		山	442			桃	
		山	210				
		山	617				
1	山	1,352			ブドウ	1/2シャインマスカット 1/2ピオーネ	
	山	148					
	山	43			桃(日川)		
	休息	248					
計		3,703	0	0			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。